

東社協福第649号
平成20年8月27日

Fax 03-3595-3670

厚生労働省 老健局 計画課 御中

東京都新宿区神楽河岸1番1号

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
高齢者施設福祉部会 部会長 高原 敏夫

「厚生労働大臣が定める者等の一部改正（看取り介護加算等に係る
規定の見直し）」についての意見提出について

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成20年7月29日付で貴機関が意見募集している標記の件につき、別紙のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

- 高齢者施設福祉部会 制度検討委員会・利用者支援検討委員会
- 高齢者施設福祉部会 職員研修委員会 生活相談員研修委員会

本高齢者施設福祉部会は、東京都社会福祉協議会に所属する都内の450か所（平成20年8月現在）の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）で組織しています。

部会では、「会員が相互にサービスの質を高め、広く都民に信頼される存在となり、さらに東京における利用者主体の高齢者福祉事業の進歩発展を図ること」を目的として、提言、研修、調査研究、その他連絡調整活動等を行っています。

お問合せ先：東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当（梅本・大槻）

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1

TEL 03-3268-7172

FAX 03-3268-0635

「厚生労働大臣が定める者等の一部改正（看取り介護加算等に係る規定の見直し）」についての意見提出について

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
制度検討委員長 西岡 修
利用者支援検討委員長 本田 佳津子

今回、看取り介護加算の算定要件のひとつである本人又は家族への説明・同意について「少なくとも一週につき一回以上」が「入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時」に改められることは、実態に即した適切な見直しといえます。都道府県においては、今回の見直しの趣旨を適正・適切に理解し、事業者への指導をしていただくことを求めます。

また今回の見直しは、「事務処理・書類作成等の負担軽減、規制緩和の一環」として実施されるものです。看取り介護加算は、介護保険制度における施設サービスのうち、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に適用される加算です。創設後2年を経過したことから、特別養護老人ホームの特性を踏まえ、今後の検討課題について意見を申し述べます。

1 特別養護老人ホームにおける看取り介護と加算について

○ 誰もが住みなれた場所において、安らかな最後を迎えることを望んでいます。

生活の場として位置づけられている特別養護老人ホームでは、これまでも、医師、看護職員と介護職員が連携して、入所者や家族の思いを受け止め嗜好に合わせながら、本人に寄り添った看取り介護を実現してきました。

しかしながら、重介護や医療依存の高い利用者が増えている現状で、多くの職員は、介護業務が医療の中に組み入れられていく心理的不安を感じています。医師や看護師の体制確保が難しい中、重度化する入所者への日常生活支援の業務に加えて、医療依存度の高い利用者の看取り介護を行うことは大きな負担となっています。

生活の場における自然な死を看取る介護について、特別養護老人ホーム又は介護職がどこまでを担うべきかについて社会的な合意形成に取り組む必要があるとともに、その業務に見合った報酬の設定が必要です。

2 算定期間・基準の見直しについて

○ 末期がんの患者と異なり、高齢者の終末期は個人差が大きく、高齢者特有の慢性疾患の多さや平均年齢の高さなどから、「どの時点をもって看取りの開始となる

か」については、必ずしも明確ではありません。加えて、ある時点をもって「死」の時期を示して、(自己負担も増える「看取り介護」を開始することについて) 本人や家族の理解・同意を得ることの難しさがあります。そのため、実際には看取りを実施しているにも関わらず、加算を申請していない施設も少なくありません。

一方、特別養護老人ホームの現場では、比較的長い期間の看取りを行っている場合が少なくありません。本部会で実施した調査(※)でも、看取りケアに取り組んだケースのうち、期間が3か月以上である割合が28.7%を占めています。したがって、算定対象とする期間を現行の1か月ではなく、実際に対応した期間を加算の期間として評価することが妥当であると同時に、今後各施設においても取り組みやすくなると考えられます。

○ 看取り介護加算が認められる前提として、重度化対応加算があり、その算定要件として、常勤看護師の配置が求められています。これまでの間、准看護師について算定可能とする経過措置が継続されています。

加算創設以前から、特別養護老人ホームでは「准看護師」が責任のある役割を果たしてきた実績があること、加えて、将来においても看護師の確保は困難であることが予想されることから、算定要件を看護師に限定することは、特別養護老人ホームの看取り介護の実践に混乱を招くことになります。

これまでの実績や実態を踏まえて、准看護師を含めた算定要件とすることを要望します。

※「看取りケアの取り組みについての調査報告書」 東京都社会福祉協議会 高齢者施設福祉部会 利用者支援検討委員会 看取りケア小委員会・平成18年3月)

「厚生労働大臣が定める者等の一部改正（看取り介護加算等に係る規定の見直し）」についての意見提出について

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
高齢者施設福祉部会 職員研修委員会
生活相談員研修委員長 水野 敬生

看取り介護加算等に係る規程の見直しについて

看取り介護を実施する際には、本人又は家族への説明等は必須の要件である。しかし、画一的に「週に1回以上」とすることよりも、今回の改正にあるとおり「入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時」とした方が、看取り介護の実施においては、適切であると考えます。

よって、今回の改正については、お示しの通りで良いと考えます。